

## 第二みちのく有料道路のあり方検討委員会設置要綱

## (趣旨)

第 1 条 青森県道路公社(以下「公社」という。)が管理する第二みちのく有料道路については、令和 4 年 3 月の料金徴収期間満了時に多額の債務が残ることが想定される状況にあり、公社の経営に大きな影響を及ぼすことはもとより、損失補償を設定している県の財政や施策に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、県は、広く県民の意見を伺い、料金徴収期間満了後の第二みちのく有料道路のあり方について検討することを目的として、「第二みちのく有料道路のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、第二みちのく有料道路の経営状況や見込みを踏まえ、県及び公社のこれまでの検討内容や過去の経営改善に向けた取り組み等を参考に、第二みちのく有料道路の今後のあり方を検討し、その結果を知事に提言する。

## (委員構成等)

第 3 条 検討委員会は、6 名以内の委員により構成する。

- 2 委員は、有識者、県民のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員が欠けたときは、補充することができる。
- 4 委員の任期は、令和 2 年 8 月 3 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長等)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員の中から委員長が指名し選定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、委員長を代理する。

## (検討委員会)

第 5 条 検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを検討委員会に出席させることができる。
- 4 検討委員会は、原則として公開とする。

ただし、検討委員会が、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等、特に保護すべき情報を取り扱う場合には、委員長は、理由を明示した上で、検討委員会の一部を非公開とすることができる。

（オブザーバー）

第 6 条 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて検討委員会に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

第 7 条 検討委員会の事務局は、青森県県土整備部道路課に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に際し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。